

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの一部改正(案)」
に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	GL
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	FAQ
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与	マネロン等

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
全般		
1	今回の改正の背景、目的をご教示いただきたくお願いいたします。	金融庁はこれまで、金融機関等に対し、GLの「対応が求められる事項」に則した態勢の整備について、2024年3月末までに完了させることを要請し、金融機関等ではマネロン等リスク管理の基礎的な態勢整備を実施いただいたと認識しています。金融機関等における基礎的な態勢整備が概ね完了した中、今回の改正は、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第五次審査のメソドロジー等、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化を促進するものです。
2	今般の改正では「対応が求められる事項」に一部追加（外部委託先管理等）された一方で、「対応が期待される事項」「先進的な取組事例」の全般および関連表現が削除となった認識です（そのうえで関連表現を一部変更）。また、削除された「対応が期待される事項」のうち、「II-2 リスクの特定・評価・低減（5）新技術の活用」部分のみ「対応が求められる事項」に格上げされています。	なお、「対応が期待される事項」や「先進的な取組事例」については本来、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等において、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが求められる事項であると考えておりますので、今般、取組事例の一つとして、必要に応じて、既存の「対応が求められる事項」のFAQに記載を移しております。そのため、自らの直面するリスク等に応じて、対応が必要と判断した金融機関等では、引き続き取り組んでいただくものと考えております。
1-1	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	
3	改正案1の1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方等 「対応が期待される事項」や「先進的な取組事例」が削除された理由は何のようなものでしょうか。 2018年2月に策定された本ガイドラインが金融機関等に浸透し、内容が重要性等が喪失したからでしょうか。	「対応が期待される事項」や「先進的な取組事例」は本来、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等において、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが求められる事項であると考えておりますので、今般、取組事例の一つとして、必要に応じて、既存の「対応が求められる事項」のFAQに記載を移しております。そのため、自らの直面するリスク等に応じて、対応が必要と判断した金融機関等では、引き続き取り組んでいただくものと考えております。
4	「対応が期待される事項」や「先進的な取組事例」を削除する理由をご教示いただけないでしょうか。 削除された後も、削除前の「対応が期待される事項」や「先進的な取組事例」を行うことは差し支えないという理解になりますでしょうか。	なお、具体的な内容については、改正後FAQをご参照ください。
5	「対応が期待される事項」の削除の扱い 今回、「対応が期待される事項」として従来記述していた箇所が複数削除されることになっているが、その事項は、今後はどのような扱いになるのかが不明であり、態勢整備強化という観点から明確になるように記述すべき。 (理由) 今般「対応が期待される事項」として整理されたものが今後は「対応が求められる事項」として昇格するという意味になるのであれば、態勢整備の強化という意味で理解できる。しかしながら、今回の改正案は、単純に削除されるというものである。補足文書にその点は書いてあるという意味なのかもしれないがその点も不明である。このままでは、態勢整備のメッセージとして後退しているようにも見受けられかねないため。	
6	【対応が期待される事項】【先進的な取組事例】の削除について、「II-2（5）」については現行の【対応が期待される事項】が【対応が求められる事項】となっていますが、それ以外の項目については【対応が期待される事項】の削除のみであり、【対応が求められる事項】自体に変更がない（関連表現の一部変更を除く）認識です。つきましては、以下の2点についてお伺いしたいです。 1 「対応が期待される事項」「先進的な取組事例」が削除された背景、および今般の改正の主旨 2 1に伴い、実務的に従来ガイドライン内容に加えて新たに対応すべき事項があるのか 理由：法令等の改正においては、背景・目的等の理解が重要と認識しているため	
7	「対応が期待される事項」がガイドラインから削除されることによって、事業者として期待されるレベルや対応事項に変更はございますでしょうか。	
8	今般ガイドラインから「対応が期待される事項」及び「先進的な取組事例」が削除されていますが、それらは「モニタリングレポート」や「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」に収められ、それら事項・事例にかかる位置づけについても従来から変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	
9	現行から削除となっている内容はFAQへ移行される理解で相違ございませんでしょうか。	
10	FAQに移行される場合、FAQの改正はいつを予定されておりますでしょうか。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応		
11	金融機関等は、そうした文書等にも留意に留まるべきであり、マネロン・テロ資金供与対策に取り組むことが必要はない。	貴重なご意見として承ります。
12	改正案では、「必要に応じて、本ガイドラインで示す「対応が求められる事項」や当局としてのモニタリングのあり方等についての考え方を示す文書等を作成・公表している。」とありますが、JAFICの犯罪収益危険度調査書のように定期的に更新され、参照する資料が存在します。経過措置の期間が終わり「期待される事項」「先進的な取組み事例」が削除される経緯は理解しましたが、犯罪の事案そのものは日々新しい内容が現れており、そのリスクへの対応については、「対応が求められる事項」を考慮し、FAQやDP等を参考に各金融機関側でリスクベースアプローチを検討、実践する、という理解でよいでしょうか？ 「期待される事項」「先進的な取組み事例」について、金融庁として何を追加的に求めているかを伺い知る内容と感じておりますので、陳腐化する恐れはありますが、今後、金融庁として、マネーロンダリング等に関する考え方を定期的に公表していただけると、その時点でのリスクベースアプローチが金融庁の認識とのギャップの有無を把握する手段となり得るように考えますが、JAFICの犯罪収益危険度調査書のようにFAQやDP、マネロン等対策の有効性検証に関する事例集を定期的に更新するような取り組みの予定はありますか？	金融機関等においては、当庁等が作成・公表する文書等に留意しつつ、マネロン等対策に取り組むことが必要であるとと考えております。また、ご指摘いただいている文書等については、環境変化等を踏まえ、今後も必要に応じて改正を行っていきたくと考えております。
II-2 リスクの特定・評価・低減（3）リスクの低減（iii）取引モニタリング・フィルタリング		
13	【対応が求められる事項】の新設項目ハについては、マネロン等対策全般に関連する内容と考えられますが、取引モニタリング体制の項目として追加する趣旨及び具体的に求める内容を開示いただきたく存じます。	ご指摘いただいた箇所は、警察庁と当庁が連名で発出した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について（以下、要請文という。）」を踏まえた改正になります。尤も、要請文の対象は預金取扱金融機関となりますが、要請文が求めている趣旨や要請文の中で他の業態においても対応が共通する項目について、今回それらの内容を具体化・一般化して追加いたしました。
14	今回の改正案を通じて目指される趣旨・目的が、疑わしい取引の届出の件数の増加だけではなく、疑わしい取引の届出の質の向上を志向するものであるのか、改正の趣旨・目的を明らかにしていただきたく存じます。ここでいう「疑わしい取引の届出の質」とは、真にリスクの高い取引や顧客に関する情報的確に反映されていること、疑わしいと判断した理由や取引の背景が合理的かつ具体的に整理されていること、届出が捜査当局による分析、リスク評価・管理強化に資する内容となっていることを含む概念と考えております。	なお、金融機関等においては、取引モニタリング等で検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等を勘案し、「取引実行から検知までの時間を早める」、「検知した時点で不正の確証が得られる場合には速やかにリスク遮断措置を講ずる」、「検知後の取引保留や顧客への確認を速やかに行う」等の適切なリスク低減措置を講ずることが重要であるとと考えております。
15	ハ、検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずる必要はない	金融機関等においては、取引モニタリング等で検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等を勘案し、「取引実行から検知までの時間を早める」、「検知した時点で不正の確証が得られる場合には速やかにリスク遮断措置を講ずる」、「検知後の取引保留や顧客への確認を速やかに行う」等の適切なリスク低減措置を講ずることが重要であるとと考えております。
16	改正案2の2 リスクの特定・評価・低減（3）リスクの低減（3）取引モニタリング・フィルタリング「対応が求められる事項」1ハ。 「検知した取引の疑わしさを度合い」とは、疑わしさの内容・性質に関するものでしょうか、それとも、疑わしさの蓋然性に関するものでしょうか。	「検知した取引の疑わしさを度合い」とは、ご指摘のような「疑わしさの内容・性質」、「疑わしさの蓋然性」に関するもの等と指すものと考えております。 なお、取引モニタリングにおいては、シナリオ・敷居値等の抽出基準の設定・調整だけでなく、検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等を勘案し、「取引実行から検知までの時間を早める」、「検知した時点で不正の確証が得られる場合には速やかにリスク遮断措置を講ずる」、「検知後の取引保留や顧客への確認を速やかに行う」等の適切なリスク低減措置を講ずることが重要であるとと考えております。
17	「検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずること」が新設されていますが、「疑わしさを度合い」については、単一的な定量指標により測定されるものではなく、複数の要素を総合的に判断する概念であり、疑わしさを度合いの評価や対応の適切性は、結果論としての届出有無のみで判断されるものではないものと理解しております。そのため、「疑わしさを度合い」が一義的に測定可能ではないことを踏まえた、運用上の考え方についてFAQ等で補足されるなど、明確化していただきたく存じます。	
18	次に、疑わしい取引の届出を行った顧客について、当該届出を契機として顧客リスク格付の再評価を行い、モニタリングの頻度や深度の強化等、管理水準を引き上げる対応を講じることは、本改正案における「疑わしさを度合いに応じたリスク低減措置」の一例として考え得る対応に含まれるのか、考え方を示していただきたいです。	ご指摘いただいた内容については、GLの「II-2（3）（iii）取引モニタリング・フィルタリング【対応が求められる事項】①」、「II-2（3）（v）疑わしい取引の届出【対応が求められる事項】⑦」等を踏まえた対応の一例として考え得るものと認識しております。
19	また、取引モニタリングにより検知した取引について、取引内容等を調査した結果、当該取引は疑わしさを度合いが低いものと判断し、疑わしい取引の届出を行わなかった場合において、当該取引に対して特段リスク低減措置を講じず、通常通りのモニタリングを継続する対応についても、本改正の趣旨を踏まえた適切な対応として考え得るのか、考え方を明確にしたいです。	今般追加した「検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずること」への対応としては、金融機関等において、取引モニタリング等で検知した取引の疑わしさを度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等を勘案し、「取引実行から検知までの時間を早める」、「検知した時点で不正の確証が得られる場合には速やかにリスク遮断措置を講ずる」、「検知後の取引保留や顧客への確認を速やかに行う」等の適切なリスク低減措置を講ずることが重要であるとと考えております。
II-2 リスクの特定・評価・低減（4）海外送金等を行う場合の留意点（ii）輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等		
20	【対応が求められる事項】から「低減」を削除すべきである。	GLの「II-2（3）（i）リスク低減措置の意義」に記載のとおり、「リスクベース・アプローチにおいては、前記（1）、（2）で特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置を実施することが重要となります。 また、「II-2（4）（ii）輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」にも記載のとおり、「金融機関等においては、輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等がこうしたリスクにも直面していることを踏まえながら、特有のリスクの特定・評価・低減を的確に行う必要がある」ことから、【対応が求められる事項】に「低減」も記載すべきと考えております。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
II-2 リスクの特定・評価・低減（5）新技術の活用		
21	【対応が求められる事項】ではなく、【対応が期待される事項】に留まるべきである。	<p>「新技術の活用」については、マネロン等対策に係る専門人材・労働力の供給が限られている中、どの金融機関等においてもマネロン等対策の維持・高度化のためには、「新技術の活用」に関して少なくとも検討は必要になると考えておりますので、今般、「対応が求められる事項」に改正いたしました。</p> <p>なお、「自らの規模・特性・業容等を踏まえ」、新技術を活用する余地がないかを検討することを求めているものであり、新技術を導入することを必ずしも求めているわけではない点、補足させていただきます。</p> <p>また、お示しいただいたものを含め、どのようなサービス等が「新技術」に該当し、どのような対応が求められるかは、外部の技術動向も踏まえつつ、各金融機関等でご判断いただくものと考えております。</p>
22	従来「対応が期待される事項」としていたものを「対応が求められる事項」としていますが、変更の趣旨をお伺いしたいです。「新技術」の定義としては例えば、AIなどを想定されているのでしょうか。	
23	2の2 リスクの特定・評価・低減（5）新技術の活用 個人の本人特定事項の確認方法としてeKYC、JPKIを活用することは、「新技術の活用」に当たりますでしょうか。また、取引モニタリング・フィルタリングで為替取引分析業者のサービスを利用することは「新技術の活用」に当たりますでしょうか。	
24	クレジットカードのマネロンリスクとして最も大きいリスクの一つに不正利用リスクがあります。こうした不正利用リスクに対し、AI等の新技術を活用し検知の精度を図っていくことなどが、「対応が求められる事項」にある「新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うこと」になると理解してよろしいでしょうか。	
III-3 経営管理（三つの防衛線等）（4）マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理		
25	3の3 経営管理（三つの防衛線等）（4）マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理 マネロン・テロ資金供与対策を実施するために外部専門家等によるレビューを受けること（現行ガイドライン3の1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）「対応が期待される事項」b.参照）は、「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合」に当たるとの理解でよいでしょうか。	<p>どのような業務を外部委託する場合に、本項目で求められる事項に対応すべきかは、各金融機関等で検討いただくものと考えております。外部委託先の態勢が、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の堅牢性に影響すると考えられる場合には、外部委託先の態勢検証を行うなど、検討にあたっては、外部委託する業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮する必要があると考えられます。また、ここでお示ししている外部委託は、外部委託契約の有無にかかわらず、その実態において外部委託と同視しうる場合も含む点、補足させていただきます。</p> <p>なお、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性等について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ることが考えられます。加えて、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うことも考えられます。いずれにせよ、具体的な対応は、レビューの対象や外部専門家等の役割等を踏まえて、各金融機関等において検討することが重要と考えております。</p>
26	3-3 経営管理（三つの防衛線等）（4）マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理 について、 「関連する法令の規定をその適用関係に応じ遵守」には、資金決済法に基づく「為替取引分析業務」を外部委託する際、委託先が金融庁の許可を得ているかを確認することも含まれるということで相違ないか	<p>資金決済に関する法律第二条第十八項の規定に基づく「為替取引分析業」を委託する場合は、同法第六十三条の二十三および為替取引分析業者に関する内閣府令第二条等も踏まえ、お示しいただいた点を確認することも考えられますが、外部委託するマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務について、外部委託先が本GLの「対応が求められる事項」に記載している内容に対応できるような態勢を有していることを、委託元の金融機関等において検証いただくことが重要と考えております。</p> <p>なお、外部委託先管理が必要となる対象業務については、お示しいただいた取引モニタリングやフィルタリング等に限られるものではございませんので、限定的な記載を追記することが適切とは考えておりません。</p>
27	資金決済に関する法律第六十三条の二十三の規定に基づき、為替取引分析業は、原則、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行ってはならない。 この規定を改めて周知徹底するため、「為替取引分析業者などへ」および「なお、以下」の表記等を追記いただきたい。 （4）マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理 各金融機関等において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては、マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を【為替取引分析業者などへ】外部委託することも考えられる。外部委託に伴う様々なリスクの管理等について、関連する法令の規定をその適用関係に応じ遵守し、業態ごとの監督指針等に留意することは当然として、それに加えて、特にマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合には、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確認する観点から、外部委託する業務に係る外部委託先の態勢を検証することが求められる。【なお、取引モニタリングやフィルタリング等の特定の業務に係る外部委託は関連する法令の規定により為替取引分析業者などに限られていることを認識したうえで、その外部委託先の態勢を検証することが求められる】	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
28	外部委託の対象となりうる「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務」には、例えばモニタリングやフィルタリング等の業務が含まれると見られるが、この他に該当する業務はあるのか。	ご指摘いただいたものを含め、どのような業務を外部委託する場合に、本項目で求められる事項に対応すべきかは、各金融機関等で検討いただくものと考えております。外部委託先の態勢が、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の堅牢性に影響すると考えられる場合には、外部委託先の態勢検証を行うなど、検討にあたっては、外部委託する業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮する必要があると考えられます。
29	・検証すべき外部委託先の業務の範囲について、どの程度の関与までが対象となるかお示しただけでいいでしょうか。（例えばKYC審査業務を委託している業者まで、本人確認手続きにおける転送不要郵便の配送のみを委託している業者までなど）	なお、ここでお示ししている外部委託は、外部委託契約の有無にかかわらず、その実態において外部委託と同視しうる場合も含む点、補足させていただきます。
30	「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合」とは、当社が特定事業者として要請される取引時確認等のKYCそのものを外部委託する場合と理解してよいのか。	また、検証方法については、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等に応じて、例えば、委託した業務を遂行した結果を事後的に確認すること、外部委託先との契約によって外部委託先に確実な業務実施を求め、質問票等を用いて詳細に外部委託先の方針や業務遂行の態勢等を聴取すること等、様々な方法が考えられます。よって、各金融機関等において、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮して、検証方法や時期等を検討することが重要です。
31	・検証すべき外部委託先の範囲について、マネロン・テロ資金供与対策に特化したシステムやツールを提供する契約先、ベンダーは含まれるでしょうか。（例えばスクリーニングツールの提供会社やブロックチェーン分析ツールの提供会社）また、契約先ベンダー以外において委託先として定義すべき範囲を明示していただけますでしょうか。	
32	外部委託先の検証対象は、主に口座開設時の取引時確認等、マネロン・テロ資金供与リスクに係る法令諸規則やガイドライン等で定めのある事項に関する事務関係の業務等が該当し、データ保管やシステム運用といった単に技術的な側面を委託している場合は、マネロン・テロ資金供与に係る業務の外部委託に含まれず、当該観点からの態勢の検証までは求められないという認識ですが相違ないでしょうか。当該委託先は、データやシステムに関する機密性や完全性、可用性等の観点での検証対象であり、情報セキュリティの領域として取り扱う事項と認識しています。	
33	「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務」とは具体的には何を指すのか、明確にさせていただきたく存じます。 例えば、1. 委託先代理店への取引時本人確認の委託、2. eKYCサービスを提供する事業者への委託は、取引時確認に係る業務プロセスの一部の委託であり、これらの業務を委託した場合も、委託元である各金融機関等が「マネロン・テロ資金供与リスク管理」を行うこととなるため、「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務」の外部委託に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 仮に上記の例が本項目の外部委託に含まれる場合、委託する業務内容に応じた検証（例えば、上記1. の委託であれば「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）」に準拠し、疑わしい取引があれば委託元に報告することや、上記2. の委託であれば犯収法への準拠と技術的信頼性の確認）を行い、あとは委託元が特定事業者として対応が求められる事項を満たしていれば充足するとの理解でよろしいでしょうか。	
34	外部委託先およびその再委託先の管理の追加は警察庁等の省庁で公表されている「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」を前提に、従業員の国籍や業務端末の外部接続先等の確認も含めての確認ということを求めているのでしょうか。管理手法等の詳細がFAQに反映されるのでしょうか。	
35	・「「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する」とあるが、外部委託先に求める対応としてガイドラインのどのような事項についてどの程度の水準が求められるのでしょうか。委託先に求める事項としてモニタリングやリスク評価についてはそぐわないと考えており、どのような事項について確認すべきかについて、明示していただけますでしょうか。	
36	追加した（4）は、委託元の指示に沿って業務を行うという業務委託の特性を踏まえると、例えば取引時確認を委託している委託先に対してはガイドラインの趣旨に沿って取引時確認が実施されるための措置を講じていることを確認すれば足り、経営陣の関与や新技術の導入などの項目の検証までは求められないと理解しているが良いでしょうか。	
37	グループ会社へ委託する場合、グループ会社自身がグループが定めるマネロン態勢整備を既に構築していることから、グループという特性を加味して措置を講じればよいという理解でよろしいでしょうか。	
38	「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合に、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する」とあるが、外部委託先における判断を伴う業務の場合において求められるものであり、外部委託先での判断業務はなくマニュアルに沿った事務作業のみの場合は対象外という理解でよいのか。	
39	「「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の態勢を検証する」とは、外部委託先が本ガイドラインにおいて対応を求められる特定事業者である場合を想定しているとして理解してよいのか。	「「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の態勢を検証する」とは、外部委託先が特定事業者である場合のみに限定したものではありません。外部委託するマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務について、外部委託先が本GLの「対応が求められる事項」に記載している内容に対応できるような態勢を有していることを、委託元の金融機関等において検証いただくことを想定しています。
40	外部委託先の態勢検証が「対応が求められる事項」として新設されておりますが、ガイドライン改正後に各事業者に求められる具体的な対応事項は、現行FAQ「三一 経営管理（三つの防衛線等）（注書）」に記載されている下記内容と認識して相違ございませんでしょうか。 業務委託先が取引時確認や顧客管理業務の一部を実施している場合においても、委託元の金融機関等が顧客管理に関する責任を負います。このため、例えば、当該委託先を第1線と位置付け、第2線が必要な牽制・支援を行い、委託元の責任で必要な文書管理を行うことなどが必要であると考えられます。この場合、第3線は、第2線において委託先の牽制や支援を適切に実施しているかを監査することとなります。また、外部へのアウトソーシングに関し、個人情報の授受が行われる場合は、個人情報の共有に関する合意があらかじめ得られていること、守秘義務契約の締結や情報セキュリティに問題ない先であることの確認がなされていることにも留意する必要があります	外部委託先の態勢に係る検証については、関連する法令の規定をその適用関係に応じ遵守し、業態ごとの監督指針等に留意することは当然として、お示しいただいた点も含めて、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等に応じて、例えば、委託した業務を遂行した結果を事後的に確認すること、外部委託先との契約によって外部委託先に確実な業務実施を求め、質問票等を用いて詳細に外部委託先の方針や業務遂行の態勢等を聴取すること等、様々な方法が考えられます。よって、各金融機関等において、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮して、検証方法や時期等を検討することが重要です。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
41	<p>新たな商品・サービスの提供にあたっては、委託先のみならず、提携先、連携先など、幅広くマネロン等リスクの検証を求められているが、「(4)」については「委託先」のみが対象であるという理解でよいか。</p>	<p>ここでお示している外部委託は、外部委託契約の有無にかかわらず、その実態において外部委託と同視しうる場合も含まれますので、提携先・連携先等も含まうと考えています。</p> <p>よって、提携先や連携先等に対して、マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託している際には、本「対応が求められる事項」の対応を検討する必要がありますので、外部委託する業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮して対応要否を検討いただくことが重要です。</p>
42	<p>委託先には、再委託先や再々委託先も含むとの理解でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する際に、当該業務を委託先の再委託先等が実施する場合には、再委託先等の態勢を検証する必要がありますと考えられます。</p> <p>なお、その検証方法については、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において委託先・再委託先等の果たす役割等を考慮して検討することが重要です。</p>
<p>その他</p>		
43	<p>金融企業へのリスク対策・不正・テロ対策の義務および努力義務が、丸きり削られているようだが、異常としか言い様が無い。</p> <p>加えて委託業者への責任転嫁の文言が追加されている。 こんな改定で、これ以上地方銀行を潰す気か？</p> <p>委託元の金融企業がきちんと責任を負うよう、対策維持を求める。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
44	<p>やろうとしている方向性が、よく分からない。</p> <p>マネーロンダリングを防止するのであれば、犯罪者に対する罰則の強化が不可欠である。極刑を含む厳罰を科し、軽微なものでも原則として執行猶予は付さない運用とすべきだろう。あわせて、不正資金の迅速な検知、入出金の即時停止、資金や資産の没収といった措置を徹底する必要がある。対応できない信金などはすべて統合させるべき。また、法人の必須登記事項として、実質的支配者（UBO）を明確に記載させる制度も導入すべきである。</p> <p>カンボジアを拠点とする華人系の特種詐欺グループが、日本国内に複数の法人や不動産を保有していたとされているが、そうした事案が本格的に摘発されたという報道は、今だに目にしない。日本は何かがおかしい。</p>	
45	<p>金融庁が提示しているガイドライン改正の趣旨を確実に徹底させるためには、少なくとも以下のことは必要不可欠であり、「対応が求められる事項」として記述すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティの確保として行う不正防止策として、 『不正アクセス検知機能の導入』『セッションや取引のリアルタイムでのモニタリングの強化』を位置づけ、それらの活用等により、不正な取引に関係している預貯金口座を停止したりするなど実際の対応を即時に確実に行うこと。 ・インシデント発生時及びインシデント認識時における即応態勢の整備ができていないこと ・取引モニタリングで、検知後に「疑わしき度合い等に応じたリスク低減措置」を講ずることの記述が今回、追加されているが、さらに次のことを記述する。金融庁による詳細な手引きの提示や官民の情報共有体制を強化する環境整備を行うことで、金融機関はそれらを活用して低減措置の実装を進めること ・今まで述べた事項の達成（金融機関のシステムの態勢強化、水準の向上）には、民間外部委託事業者等が提供する最新技術や仕組の積極的な活用等が有効であることを位置付ける記述にすべき。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴庁の意見募集画面では、「今回の改正は、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第五次審査のメソッドロジー等、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化を促進するもの」とある。その意味では、昨今の預貯金口座の不正利用等の事案を踏まえた、より踏み込んだ具体的な対応策の記述が必要である。 ・金融庁が2024年6月に公表した「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」においても、『インシデントが発生していない金融機関においても、サイバーセキュリティを含めたITリスク管理態勢を強化すべき』『顧客口座への不正アクセスの事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねない問題であり、認証やモニタリングの強化などを含め、迅速な対応が必要である。』『セッションや取引のモニタリングの強化が必要』と記述されているなど、貴庁自体が、金融機関全体の底上げと不正アクセス検知導入の必要性を示唆している。 ・インシデントの予兆をいかにはやく認識して、インシデントが発生した場合には、「今ここにある危機」のために、外部事業者との連携を含めてあらゆる手段を講ずる態勢が取れているかをきちんと行政として把握しておかないと、投資家・消費者保護が徹底されないことになる。 	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
46	<p>本ガイドライン改正に沿って各金融機関がどのような態勢変更等を行ったか、低減措置を実際に行ったかなどのフォローアップの実施とそれに基づいたガイドライン等の適宜見直しを行っていくべき。</p> <p>(理由) 今回のガイドライン改正で打ち出す方向性は、金融取引におけるセキュリティ向上や金融犯罪の抑止のために必要十分なものにする必要がある。そうであるならば、この改正により何がどのように各金融機関において実装され、その結果出てくる課題等は何かなどフォローアップをしっかりと行い、それを踏まえ、必要に応じてガイドラインも再改正するなどの政策のローリングモデルを構築しながら、第5次審査に向けた準備もしていく必要がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
47	<p>今回のガイドラインの趣旨そのものを各金融機関において確実に実装させるためには、抜本的な支援措置の強化、必要な技術支援（必要に応じて民間知見の活用）、また、金融機関と外部民間企業との必要な連携の促進（金融機関による有効な外部ツールの積極的な活用へ向けた働きかけと公正な環境整備等）、預貯金口座の不正利用等に関する情報の共有体制の構築と当該構築における官民の役割分担の整理、当該共有体制によりクラスター分析・ネットワーク分析が進むことにより社会全体としての金融犯罪防止体制を強化することなど、必要な各種政策を、金融庁が、関係省庁とも連携しながら、パッケージとして明らかにしたうえで、所要の施策を進めてもらいたい。</p> <p>(理由) 貴庁が示した今回の改正理由を達成するためには、ガイドラインの改正と併せて、ガイドラインの内容がより効果的になるようにするための各種の環境整備の実施が今後大至急の課題として必要不可欠である。これは第5次審査に向けての準備としても必要不可欠である。</p>	
48	<p>マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問において、「コルレス先」には、RMAを交換して相互にSWIFTネットワーク上で資金移動の指図・信用状の開設等のメッセージのやり取りを許容し合う関係を構築しているような先を含むとされている。この点、FATFのガイドラインでは、the mere exchange of SWIFT Relationship Management Application keys (RMA) in the context of non customer relationshipsはCorrespondent bankingに含まれていないものと理解している。また、香港のHKMAが2021年に公表したFAQでも、A non-customer RMA relationshipの例が挙げられているものと理解している。このような理解のもと、コルレス先の定義が異なることにより、外資系金融機関などにおいて、各国の規制当局に報告するコルレス先の件数や顧客数の数が日本と他の国と異なるなどの影響も考えられるのではないかと想定している。コルレス先の再定義の要否についてご検討いただきたい。</p>	
49	<p>「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改定後は、なるべく早く英語版も公表していただきたい。</p> <p>多くの外資系金融機関グループでは、本部のセントラル・コンプライアンスと呼ばれる部署がグループ各拠点の法域におけるregulatory requirementsやregulatory expectationsを自律的に調査し、グループとして法令等遵守を確保すべく、各国の実情を反映しつつ、効率的で効果的な手続きや内部統制を設計し、各拠点に実施を求めている。本邦では、AML/CFTに限らず英語の監督指針やガイドラインがよく参照されている。これらの英語の監督指針やガイドラインに改正があった場合にはなるべく早く英語版も改正し、公表していただきたい。これにより業界の効率的かつ効果的な法令順守の確保に大きく寄与するものと考えます。</p>	<p>英語版も改正・公表しております。</p>
50	<p>事業者は「よくあるご質問（FAQ）」を基に実務的な対応を検討することとなりますので、今般のガイドライン改正に合わせて「よくあるご質問（FAQ）」についても改正をしていただきたく存じます。</p> <p>理由：マネロンGLに基づく態勢整備においては、事業者はFAQに準拠して実務的な対応を検討しているため。</p>	<p>今般のGL改正にあわせて、必要に応じて、関連するFAQについても改正しております。</p> <p>具体的な内容については、改正後FAQをご参照ください。</p>
51	<p>今般の改正に合わせて、ガイドラインFAQの改正も予定しているのでしょうか。</p> <p>改正予定である場合、どのような内容の改正を予定しているのでしょうか。</p>	
52	<p>今回の改正により、「対応が求められる事項」へ変更となる内容の対応期限は明示されますか。</p>	<p>改正後GLにおける「対応が求められる事項」について、対応期限を明示する予定は現状ございませんが、金融機関等において合理的な期日までに取り組んでいただくものと認識しております。</p>